

令和 7 年
桜井市農業委員会
3 回
定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 12 日 (水) 9:30~

2. 開催場所 本庁舎 第1議室

3. 出席委員 24 人

1. 森岡 安佐子	2. 新井 博子	3. 西川 和男	4. 森本 修市
5. 藤本 俊彦	6. 榊原 雅彦	7. 青木 麻美	8. 橋本 和三
9. 榊井 利行	10. 鳶岡 孝夫	11. 細田 周作	12. 箕輪 周治
13. 中畑 博	14. 山本 廣幸		

【農地利用最適化推進委員】

1. 上之家 成和	2. 植田 淳	3. 水野 信弘	4. 鳶岡 宏和
5. 高橋 秀壽	6. 下浦 長年	7. 辻谷 恵一	8. 畑中 正美
9. 細田 勝彦	10. 森田 周克		

4. 欠席委員 0 人

【農業委員】

【農地利用最適化推進委員】

5. 議事次第

報告第	3 号	農地法第5条第1項第6号の届出について	2 件
		農地法第18条第6項の通知について	2 件
		使用貸借による権利にかかる合意解約について	1 件
議案第	6 号	農地法第3条申請について	1 件
議案第	7 号	農地法第4条申請について	1 件
議案第	8 号	農用地利用集積計画及び促進計画の決定について	

6. 会議の概要
事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和7年第3回定例総会を開会いたします。

山本会長

それでは始めに、山本会長よりご挨拶をお願いいたします。
みなさん、おはようございます。3月に入り、寒くなったり暖かくなったりと気温差が激しくなる時期となります。体調管理が非常に大変な時期ですが、そろそろ農作業も忙しくなってくる頃合いですので、体調には気を付けて活動していただきたいと思っております。

事務局

本日、出席委員は24名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。以降の議事の進行は山本会長をお願いいたします。

議長

桜井市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

議長

【異議なし】
それでは、議事録署名委員は、3番西川委員、4番森本委員をお願いいたします。

議長

それでは、議事に入ります。
報告第3号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【報告第3号を議案書をもとに朗読】

議長

ただいまの報告第3号について、ご意見等ございますか。

議長

【発言なし】

議長

よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長

続いて、議案第6号「農地法第3条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第6号を議案書をもとに朗読】

議長

農地法第3条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

それでは、巡回していただきました、農業委員4番森本委員からご報告をお願いします。

農業委員4番森本委員

3月10日に上之家委員と事務局と私の4名で巡回調査を行いました。場所は***から***と***を越えて***に農地が広がる地域の中にあります。草刈りされて管理してありました。問題はないと感じました。

議長

ありがとうございました。それでは、受付番号1番について農業委員10番 嶋岡委員からご報告をお願いします。

農業委員10番嶋岡委員

代理人である***が来られ、話を伺いました。譲渡人は***から相続を受けてこの農地を持っておられましたが、譲受人に名義変更をしたいという事ようです。譲受人と譲渡人は***なので特に問題はないと思えます。現在耕作はされていませんが、草刈りの保全管理はされています。

議長

ありがとうございました。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議長

【異議なし】

議長

それでは、議案第6号、受付番号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

続いて議案第7号「農地法第4条申請について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【議案第7号を議案書をもとに朗読】

議長

農地法第4条の許可基準から総合的に判断して問題ないと考えます。

それでは、巡回していただきました、推進委員1番上之家委員からご報告をお願いします。

推進委員1番上之家委員

場所は、***交差点を西に進むと、***を過ぎたところで、***に進みます。***の***にある農地です。土地の面積は約1反です。長方形のきれいな形です。入口部分は簡易舗装され、***の関係の方々の出入りする駐車場のようでした。残りの土地は畑のようで山土が敷いてあり、農地の両側には水路もありました。問題はないように感じました。

議長

ありがとうございました。それでは受付番号1番について推進委員9番細田委員からご報告をお願いします。

推進委員9番細田委員 ***は、***と高齢で耕作するには体力的に負担が大きくなっていました。何とかこの農地を有効活用できないかと悩んでいたところ、近くで***を営む***が現状資材置場として使っている場所が事業拡大に伴い手狭になってきており、新たに青空資材置場兼駐車場として使用したいと申し出があったようです。それで今回の申請になったとの事です。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件について、ご意見等ございますか。

議 長 【異議なし】

議 長 それでは、議案第7号、受付番号1番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 続いて、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」を事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

議 長 【議案第8号について説明】

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、ご意見等ございますか。

議 長 【異議なし】

議 長 それでは、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の報告事項ならびに議案の審議はすべて終了いたしました。事務局より事務連絡をお願いします。

事務局 令和7年度4月1日以降届出、申請書の農協支部長の確認印を廃止します。現在表紙に確認印をもらっていますが、県内の他市に確認したところ、桜井市以外は農協支部長の確認印はもらっていないということです。国の指導でも申請者の負担になる慣例等は無くすよう指導されているところです。さらに支部長が昼間不在のため、印鑑をもらう事がかなりの負担になっているようです。以上の理由により廃止で今後運営しようと思っておりますので宜しく願い致します。

各委員 ・4条、5条に関する水利組合長の確認の印はどうなるのでしょうか。
 ・近年印鑑を廃止する動きがあるので、それはいいと思いますが、廃止する場合、支部長にも責任があり、支部長が知っておかないといけないので、漏れ落ちのないようにしてほしいと思います。
 ・地域性があるので、支部長が把握する手段は必要だと思いましたが、どう考えておられるのでしょうか。
 ・私の地区では水利費の関係もあって支部長は、所有者の異動は把握する必要があります。3条申請だと水利組合長の印が必要ないため、支部長が把握できなくなります。
 ・地域により我々が把握していない様々な決まりがあると思っておりますので、影響が出ると思います。

山本会長 それぞれの委員さんがおっしゃるように、確認の印鑑が廃止になると支部長が知らない状況になります。書類上は必要ないかもしれませんが地域を預かりまとめる支部長としての役割からしても、土地の動きを知っておく必要はあります。確認印の廃止をするのであれば、支部長への周知について事務局に代替方法の検討とその対応をしてもらいたいと思います。

事務局 4条と5条の水利組合長の印は引き続き必要です。支部長が把握する手段として様式関係になるのか、別の対応をとるのか分かりませんが、対応を検討させていただきます。

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、桜井市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

農業委員会等に関する法律第33条及び桜井市農業委員会総会会議規則第18条の規定により、令和7年第3回総会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 番

議席番号 番
